

広島県告示第四百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）に基づく貸付金の償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成十九年四月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | | |
|---------------|-----------------|------------------|--|
| 委 託 を 受 け た 者 | 名 称 | 住 所 | 委託をした年月日 (委託期間) |
| | 日立キャピタル債権回収株式会社 | 東京都港区新橋五丁目二二番一〇号 | 平成一九年四月三日 (平成一九年四月三日 ～平成二〇年三月三十一日) |